



High School Japan Cup 2020 肖像利用ポリシー V1

High School Japan Cup 2020、High School Japan Cup 2020 実行委員会（以下、「当委員会」）は、本プロジェクトを通じて選手とコーチに、競技会および付随するプログラムの機会を提供することでスポーツ競技力向上と、スポーツの価値の向上を目標としています。本プロジェクトを通じた全ての参加者の肖像利用に関する方針を定め、円滑な大会運営を目指します。

High School Japan Cup 2020 実行委員会
プロジェクトリーダー 江村 宏二

2020年7月1日制定・施行

1. 肖像の管理

当委員会は、次条以下に定める範囲で、競技者、コーチングスタッフおよび、本大会関係者の肖像がもつ財産的価値を排他的に支配する権利を有し、適正に管理します。

2. 定義

本ポリシーで用いる用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 本大会とは、当委員会が主催する大会および付随する全てのイベント、プログラムをいいます。
- (2) 参加者とは、当委員会が主催する大会および付随する全てのイベント、プログラムに参加登録を行なった、選手、コーチングスタッフをいいます。
- (3) 本大会関係者とは、競技役員、運営スタッフ、ボランティア、その他の当委員会および本大会に関する機関・団体の関係者をいいます。
- (4) 肖像とは、人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名・愛称・音声・記録等をいいます。
- (5) 肖像権とは、肖像をみだりに撮影もしくは記録され、または、撮影もしくは記録された肖像を公表されない権利、および、肖像のもつ財産的価値を排他的に支配する権利をいいます。

3. 当委員会等による肖像の利用

参加者、本大会関係者は、当委員会および、当委員会が認める企業・団体・報道機関等が次の各号の行為を行うことにつき、異議を述べません。

- (1) 本大会の開催期間中に、本大会の会場およびその周辺において、参加者および本大会関係者の肖像を撮影し、または記録すること。
- (2) 前号により撮影または記録した肖像および氏名、学校名等を新聞、雑誌、ウェブサイトに掲載し、テレビ、インターネットで放映し、広告、宣伝に利用し、または、商品化するなど営利非営利を問わず利用す

ること。

(3) 第1号により撮影または記録した肖像を有償で譲渡すること。

参加者および本大会関係者は、前項による肖像の利用について、名目の如何を問わず一切の対価を請求できません。

4. 第三者による肖像の利用

参加者および本大会関係者は、当委員会の事前の書面による承諾のある場合を除き、本大会における自己の肖像を第三者に利用させてはいけません。ただし、本人またはその家族が私的に利用する場合を除きます。

5. 本ポリシーの承諾

- 1 参加者は、本大会の出場エントリーの提出により、本ポリシーを承諾したものとします。
- 2 本大会関係者は、本大会に関与することが決定したとき、本ポリシーを承諾したものとします。
- 3 当委員会および本大会関係者は、前二項に規定する以外の者に対し、本大会会場に来場した場合には、本ポリシーを承諾したものと見なされる旨、掲示、放送その他の方法により告知します。

6. 権利の侵害

当委員会、参加者および本大会関係者は、参加者または本大会関係者の肖像権を侵害する行為に対して、必要に応じて共同して対処するものとします。

7. 本ポリシーに属さない事項

本ポリシーに定めのない事項が発生した場合は、原則として当委員会の広報活動に関する特別委員会における協議、決定により解決するものとし、参加者および本大会関係者は当該決定に従うものとします。

8. 改廃

当委員会は、必要があると認めるときは、いつでも本ポリシーの全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとします。本ポリシーが改訂された場合は、改訂前に撮影または記録された肖像も含めて、改訂後の本ポリシーが適用されるものとします。

9. 違反時の措置

参加者および本大会関係者が本ポリシーに違反したときは、当委員会は、損害賠償請求等の法的措置その他当委員会が相当と認める措置をとることができます。